

## 重要事項説明書(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたり、介護保険法令の趣旨に基づいて、当事業が

利用者及び利用者代理人に説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 事業者の概要

- 一 事業者の名称 株式会社 香 風
- 二 事業者の所在地 香川県綾歌郡綾川町滝宮555番地1
- 三 代表者氏名 代表取締役 溝 渕 富 美 子
- 四 電話番号 (087)876-3156
- 五 設立年月日 平成 18年 10月 26日

### 2. ご利用事業所の概要

- 一 事業所の名称 グループホーム プラム
- 二 事業所の所在地 香川県綾歌郡綾川町滝宮1122番地1
- 三 事業所の種類及び定員 指定介護予防認知症対応型共同生活介護  
居室の定員 1 階 9人  
2 階 9人
- 四 介護保険事業所番号 3791500022
- 五 開設者 代表取締役 溝 渕 富 美 子
- 六 電話番号 (087)876-3456
- 七 指定年月日 平成21年 5月 1日

### 3. 事業所の目的と運営方針

#### 一 事業所の目的

この事業所は、認知症高齢者に家庭的な環境の中で日常生活における援助等を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、行動障害を減少させ、安定した明るい生活を送れるように支援することを目標にします。

#### 二 運営の方針

- 1. 当事業者は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。
- 2. 事業者は、本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊敬を持って接するように努めます。

#### 4. 職員体制

事業所に勤務する職員の職種、員数は次のとおりである。

##### 1ユニット(プラム1)

- 一 管理者 1名(介護福祉士 介護支援専門員と兼務)
- 二 介護福祉士 6名
- 三 ヘルパー 1名

合計7名(常勤4人のうち2人は、管理者及び介護支援専門員・計画作成担当者・介護支援専門員と兼務・非常勤3名)

##### 2ユニット(プラム2)

- 一 管理者 1名(介護福祉士 介護支援専門員と兼務)
- 二 看護師 1名
- 三 介護福祉士 7名
- 四 ヘルパー 0名

合計7名(常勤5人のうち2人は、管理者及び介護支援専門員・計画作成担当者・介護支援専門員と兼務・非常勤3名)

#### 5. サービスの概要と利用料

一 生活介護計画に基づき、その内容は次のとおりである。

1. 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
2. 日常生活上の世話
3. 日常生活の中での機能訓練
4. 相談、援助

二 サービスを提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、

利用額の1割または、2割とする。

要支援2 749 単位/日

要介護1 753 単位/日

要介護2 788 単位/日

要介護3 812 単位/日

要介護4 828 単位/日

要介護5 845 単位/日

・医療連携体制加算Ⅰハ 37 単位/日

・医療機関連携加算Ⅱ 5 単位/日

・協力医療機関連携加算 100 単位/月

・入院時費用 246 単位/日(6日限度)

・サービス提供体制強化加算Ⅰ 22 単位/日

・看取り介護加算 72 単位/日(死亡日以前31日～45日)

144 単位/日(死亡日以前4日または30日)

1280 単位/日(死亡日)

退居の翌月に死亡が確認された場合、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があります。

- ・入居後30日間は1日30単位の初期加算あり
- ・退居時に相談援助を提供した場合、400単位の退居時相談援助加算あり
- ・口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ 20 単位/回
- ・栄養管理体制加算 30 単位/回
- ・生活機能向上連携加算Ⅱ 200 単位/月
- ・認知症専門ケア加算Ⅰ 3 単位/日
- ・退所時情報提供加算 250 単位/回
- ・新興感染症等施設療養費 240 単位/日
- ・高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5 単位/月
- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 18.6%

三 前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

居宅費	1,600円/日
食材費	1,700円/日(1食提供すると全額負担)
管理費	950円/日

(水道光熱費・衛生管理費・教養娯楽費)

- ・管理費については月の途中に入居した場合は日割り計算。
- ・月の途中で退去されるときは、10日までであれば1万円10日以降は1ヵ月の負担が必要となってきます。

理・美容代	実費
おむつ代	実費
その他必要な日用品	実費

- ・複写物の交付については、ご契約者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をいただきます。

1枚につき10円

四 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に書面で説明をした上で、支払いに同意する旨の書面に署名(記名押印)を受けることとする。

## 6. 非常災害時の対策

事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、非常事態時の関係機関への通報体制の整備
- 二 消防設備、事業所等の点検及び整備
- 三 従業員の火気の使用又は取扱に関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

五 定期的な避難・救出その他の訓練(年/2回)

六 業務継続計画の策定

7. 協力医療機関との連携

医療連携体制を強化するために、協力医療機関または訪問看護ステーション等と協定書及び契約書を締結し、連絡・調整を行い措置を講ずる。

8. 終末期対応方針

一 目的

グループホームの入居者が病状の重度化や加齢により衰弱し人生の終末期の状態になった場合、入居者及び家族の方が納得できる生活が送れるように医療関係者と共に協して対応する。

二 重度化した状態・終末期の判断

主治医の判断が基本である。主には多様な疾患の重度化、老衰などである。

三 基本的な姿勢及び医療連携

主治医の判断を基本として本人・家族等との話し合いの上、協力医療機関と連携を図り対応方針を決める。

9. 個人情報の保護について

「個人情報の保護に関する法律」などの法令を遵守するとともに、利用者のプライバシーを尊重し、個人情報の保護に努める。

10. 苦情等申立窓口

当事業所のサービスについて、利用者からの相談、苦情を受け付ける窓口

(管理者 中村桂子 電話:087-876-3456)

を設置し、迅速かつ、適切に対応する。

また、苦情の内容をふまえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを行うこととする。

その他苦情相談窓口 綾川町役場健康福祉課 087-876-1113

その他市町村( )

国保連合会 087-822-7453

11. 事故発生時の対応

当事業所のサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

サービスの提供に伴って事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うこととする。

12. 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権擁護、虐待の発生または、その再発防止をするための措置を行う。

虐待発生または、再発防止の委員会の開催、指針の整備、研修の実施 担当者を定め、有隣会での

委員会内容に準じている。

#### 13. 身体拘束について

利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う場合において、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。身体拘束の適正化の指針を整備し、検討する委員会の開催、研修を定期的実施する。

#### 14. サービスの第三者評価の実施

運営推進会議を通して第三者による外部評価を行っている。

令和5年 10月1日 改正

令和6年 4月1日 改正

令和7年 4月1日 改正

令和7年 5月1日 改正